

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「カーボンプライシング～排出コストの見える化～」
著者 / 所属	星 明 / 環境委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	435号
刊行日	2021-6-1
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20210601.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

環境委員会 専門員

ほし 明
星

我が国における 2050 年までの温室効果ガス排出実質ゼロ社会の実現に向けた政策手法の一つとして、カーボンプライシングに注目が集まっている。

石炭・石油などの化石燃料に含まれる炭素（カーボン）に価格を付け（プライシング）、排出コストを各主体に課すことにより「見える化」し、化石燃料の消費量やCO₂の排出量の削減を促すものである。カーボンプライシングにより再生可能エネルギーの競争力を上昇させ、再エネへの転換を促すとともに、省エネ・脱炭素型の機器や設備等への投資を促進させるなど、社会全体の行動変容を後押しする効果が期待される。その一方で、負担増による国民生活や企業の国際競争力への深刻な影響、企業の脱炭素化に向けた投資・研究開発等の阻害、生産活動を排出規制が緩やかな海外に移すことによる日本以外の地域でのCO₂排出量の増加（カーボンリーケージ：炭素の漏れ）といった懸念も指摘される。

代表的なものとしては、炭素税と排出量取引が挙げられる。炭素税は、税率として価格が設定されるため、行動変容を促す安定した価格シグナルとなるほか、税収を活用できるメリットがあるが、各主体の行動の正確な予測は困難で、排出削減量を確実性を持って見通せないというデメリットもある。排出量取引は、政府が企業ごとに排出量の上限（枠）を設定し、排出量が上限を超過する企業と下回る企業との間で排出枠を売買する仕組みで、排出削減量を確実性を持って見通すことが可能である反面、企業への公平な排出枠の設定には困難を伴うなど、制度設計の複雑さや行政コストが掛かるといった課題がある。

OECDによると、46 개국・35 地域で制度が導入されており、我が国でも 2012 年に炭素税の一種である地球温暖化対策税（温対税）が導入された。これは全化石燃料に課税する石油石炭税に、CO₂排出量に応じた税率を上乗せしたものであるが、その税率は諸外国と比較して低く、排出削減のインセンティブはあまり機能していないとの指摘がある。

カーボンプライシングの更なる活用に当たっては、この温対税との関係やCO₂の削減効果は有するが温暖化対策を主目的とした課税ではない既存のエネルギー諸税との関係の整理・調整が必要となろう。また、制度設計においては、互いの特性をいかした炭素税と排出量取引の併用や、想定される懸念への対応策として、例えば、税の逆進性緩和のための減免措置、中小企業に対する支援への税収等の活用、早期の脱炭素化が技術的に困難な業種への激変緩和措置といった施策の組合せの検討も求められよう。

さらに、EUや米国が導入を検討している「炭素国境調整措置」の動向も注視していく必要がある。これは、気候変動対策の不十分な国からの輸入品に課税等を行うものであるが、カーボンプライシングによるCO₂の排出コストの「見える化」は、本措置への対応策としても、重要な意味を持つものと思われる。